

鹿交規第66号
平成16年2月10日

各部長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 都市・地方開発課

きめ細かな駐車規制の実施について（通達）

駐車に関する交通規制（以下「駐車規制」という。）については、「新交通管理基本計画の策定について（通達）」（平成14年10月3日付け鹿交規第412号。以下「管理通達」という。）等により、交通の安全と円滑上支障がない場所については駐車の効用にも配意した駐車管理を行うなど、地域の駐車管理構想に基づいたきめ細かな駐車規制を推進してきたところである。

しかし、道路の整備や社会情勢の変動により道路環境、交通実態、駐車需要等が刻々と変化する中で、これらに的確に対応した合理的な駐車規制の在り方が問われており、駐車規制の更なる見直しが求められているところである。

各署にあっては、下記のとおり、管轄区域内の全ての道路について、計画的に、個々の交通実態等を踏まえてメリハリの効いた駐車規制の見直しを実施し、より良好な駐車秩序の確立に努められたい。

記

第1 基本的な考え方

駐車規制は、交通の安全と円滑の確保という道路交通法（昭和35年法律第105号）の目的を達成するため有効な手段であるが、物流や交通参加者の利便に対して大きな影響を与えるものであることから、必要最小限の規制となるよう時間的・場所的に対象範囲をきめ細かく設定して実施しなければならない。

そこで、駐車規制の見直しに当たっては、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間（片側）ごとの交通環境や道路構造等の場所的視点の両面から、個々の道路の機能と区域の特性に十分配慮した上で、駐車規制の在り方について検討を加えることが必要である。この場合においては、個々の交通実態等を確実に把握するとともに、次に掲げる着眼点を十分吟味して見直しを行うことにより、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制となるよう努めるものとする。

(1) 道路環境、交通実態、駐車需要等に適合した合理的な規制内容となつ

ているか。

- (2) 交通参加者、地域住民等の関係者からの苦情、要望、意見等はないか。
- (3) 交通事故防止、渋滞緩和等について期待どおりの効果が出ているか。
- (4) 関連する他の交通規制との整合性はとれているか。

第2 駐車規制の見直しに伴う実態把握

駐車規制の見直しに当たって、事前に把握する事項は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) 交通環境に関する事項

- ア 交通流・量（ピーク時間帯、昼夜別、曜日別、季節別）
- イ 駐車実態
- ウ 歩行者通行量
- エ 路線バス等の運行状況

(2) 道路構造に関する事項

- ア 道路の種類、道路管理者
- イ 道路の幅員、車線数、設計速度・視距
- ウ 歩道、路側帯、路肩等の状況
- エ 交差点の構造、交差道路の状況
- オ 横断歩道橋、地下横断施設、道路照明施設等
- カ 防護施設（ガードレール等）

(3) 沿道環境に関する事項

- ア 路外駐車施設の設置状況等
- イ 人家等の密集状況
- ウ 沿道土地利用状況（住宅街、業務施設、繁華街、商店街等）
- エ 保育所、幼稚園、学校、福祉施設等の有無
- オ 公共施設、大規模店舗、娯楽施設等の有無

(4) 交通事故の状況

特に駐車車両関連の時間別、車種別、類型別等の特徴的傾向（年次推移を含む。）等

(5) 交通規制等の状況

- ア パーキング・メーターの設置及び利用状況
- イ 信号機設置運用状況
- ウ 関連する他の交通規制の状況
- エ ゾーン対策実施状況
- オ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づく特定経路の指定状況

(6) 事業計画の状況

- ア 道路整備計画（高速道路、自動車専用道路、バイパス、立体交差化等）
- イ 都市計画、土地区画整理事業計画、（市街地）再開発事業計画
- ウ 中心市街地活性化計画

工 地下街の新設予定の有無
才 団地の開発予定の有無
力 大規模店舗等の建設予定の有無

第3 駐車規制の見直しの実施

1 具体的見直し要領

- (1) 自動車交通量が多く、かつ、駐車車両が交通流に大きな影響を与える道路の区間については、終日又は時間限って、駐車禁止規制を行う。ただし、当該道路の区間が次のいずれかに該当する場合には、駐停車禁止規制を行う。
 - ア 幅員が狭く、かつ、屈曲した道路の区間、幅員が急に狭くなっている道路の区間等、道路構造上特に危険な道路の区間
 - イ 交差点附近等の特にボトルネックとなりやすい道路の区間のうち、駐停車車両によって著しい交通渋滞が現に発生し、又は発生するおそれが高い区間
- (2) 業務施設、繁華街、商店街、駅周辺等で歩行者通行量が多い道路の区間及び保育所、幼稚園、学校、福祉施設等の周辺や住宅街等で歩行者の安全通行を確保する必要性が特に大きい道路の区間については、終日又は時間限って、駐（停）車禁止規制を行う。
- (3) 夜間等に多数の自動車が集中して交通の妨害となりやすい道路の区間については、時間を限って駐（停）車禁止規制を行う。
- (4) 駐車車両が路線バス等の円滑な運行に支障を及ぼすおそれのある道路の区間については、時間を限って、駐車禁止規制を行う。ただし、当該道路の区間にて、バス専用（優先）通行帯の規制を実施している場合には、原則として、駐停車禁止規制を行う。

2 駐（停）車の効用に配意した措置

- (1) 前記1により駐（停）車禁止規制を行う場合において、短時間駐車需要が多く、かつ、無秩序な路上駐車が問題となっており、当該短時間駐車需要を路外駐車施設で収容することが困難と認められる道路の区間においては、時間制限駐車区間規制の実施又は駐（停）車禁止規制の全面若しくは片側解除を検討する。
なお、駐（停）車禁止規制の片側解除を行うに際しては、沿道住民間の公平性も勘案し、特に必要がある場合には、月、日又は時間を指定して交互に駐車規制を行っても差し支えない。
- (2) 前記1により駐停車禁止規制を行う場合において、人の乗降のため一時的に停車をする社会的ニーズが特に高い等の特段の事情がある道路の区間については、その時間及び場所を限って、停車可等の規制をすることも検討する。
- (3) (1)及び(2)の措置については、物流交通が中心であり、貨物自動車の駐（停）車需要が多い道路の区間では、貨物自動車の駐（停）車の効用に配意した措置を行うなど、車種ごとや用途ごとに異なる事情がある場合には、対象を限定して行う。

第4 駐車規制の見直しに当たっての留意事項

1 客観的合理性の確保

個々の駐車規制の内容については、説明責任を果たすため、客観的合理性の確保に十分配慮する。

2 明確性への配慮

駐車規制の見直しは、時間ごと、場所ごとにきめ細かく行うことが必要であるが、明確性を保持する観点から、過度に複雑なものとならないよう留意するとともに、道路標識等に係る「見やすく、分かりやすい」との要請にも配意する。

3 地域住民への十分な説明等の実施

地域住民に対して、駐車規制の見直しの趣旨等について十分説明を行うなどして、その理解を得るよう最大限努める。

4 区域規制の運用

駐車規制の見直しは、道路の区間ごとに吟味すべきであるが、結果として、一定区域内のすべての道路の区間について同一内容の駐車規制を実施しようとするときは、区域規制の方法により行うことができる。

第5 その他の推進事項

1 関連規制の見直し

駐車規制の見直しを実施する際には、最高速度、車両通行区分、進行方向別通行区分、歩行者横断禁止等の関連する交通規制の見直しも併せて検討する。

2 違法駐車の取締り

駐車規制の実効を期すため、違法駐車の取締りを推進する。

取締りに当たっては、より悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向するとともに、放置駐車違反については、背後責任の追及にも留意する。

3 車庫替わり駐車の防止

駐車禁止規制を解除したことにより、車庫として道路が使用されることのないように、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を的確に運用するとともに、関係機関・団体等への働き掛けを強化するなど、車庫替わり駐車を防止するための対策を推進する。

4 駐車施設の整備等の働き掛け

路外駐車施設の整備を促進するため、関係機関等に対して駐車施設附置義務条例の制定（見直し）、公共駐車場の整備等を積極的に働き掛けるほか、物流関係事業者等に対しては、地域における物流システムの改善、荷捌き施設の整備等について働き掛ける。

第6 見直しの実施期間及び報告

本通達に基づく駐車規制の見直しは、平成17年末までに管轄区域内全ての道路について、計画的かつ集中的に実施するものとする。

しかし、駐車規制の見直しは、見直しの効果や他に与える影響等を勘案しながら対応していく必要があるので、次のとおり段階的に実施するものとする。

(1) 調査報告期間

- ア 第1期（平成16年2月～平成16年8月末）
- イ 第2期（平成16年9月～平成17年2月末）
- ウ 第3期（平成17年3月～平成17年10月末）

(2) 見直し調査対象

ア 第1期

- (イ) 「管理通達」に基づいて策定した自署の交通管理基本計画の「駐車規制の見直し計画区間」
- (イ) 幹線道路及び幹線道路に準ずる道路
- (イ) 業務施設、繁華街、商店街、駅周辺等の道路
- (イ) 保育所、幼稚園、学校、福祉施設等の周辺の道路

イ 第2期

- (イ) 団地内や住宅地域等の道路
- (イ) 無余地場所駐車違反となる道路の規制の見直し
- (イ) 山間部等駐車需要の少ない道路の規制の見直し
- (イ) 公園、スポーツ施設等施設利用者が集中する地域の規制の見直し

ウ 第3期

上記ア及びイに該当しない管内全道路

(3) 調査、報告要領

各署は、管内の対象路線を調査し、その中から新規及び見直しの必要がある区間を抽出し、第1期については別記第1号様式、第2期については別記第2号様式、第3期については別記第3号様式により次に掲げる期限までに本部交通規制課長を経由して報告すること。

[報告先 ~ 交通規制課 メールアドレスKPD-301【企画・規制】
都市規制【警電5174,5175】地方規制【警電5176,5177】]

ア 第1期 ~ 平成16年8月末

イ 第2期 ~ 平成17年2月末

ウ 第3期 ~ 平成17年10月末

(4) 合同実地踏査

各署から報告があった場所については、次に掲げる期日までに交通規制課と合同の実地踏査を行い、見直しの適否を判断するものとする。

ア 第1期 ~ 平成16年10月末

イ 第2期 ~ 平成17年4月末

ウ 第3期 ~ 平成17年11月末

(5) 上申

各署は、合同実地踏査の結果に基づき、規制上申を行うものとする。

第7 その他

駐車規制の見直しを実施するに当たって問題や疑問等が生じた場合は、その都度、交通規制課に照会するものとする。

なお、この見直し実施後の道路についても、交通実態等の変化に応じ、不斷の見直しを行うものとする。

別添

第1号様式（第6関係）

() 警察署

第1期

駐車規制見直し対象（候補）箇所一覧表

対象別	道路名	箇 所	延長(m)
1 既報告済みの計画区间		から まで	
		から まで	
2 幹線道路 ・準幹線道路		から まで	
		から まで	
3 業務施設 ・繁華街、商店街、駅周辺等		から まで	
		から まで	
4 保育所、幼稚園、学校、福祉施設等周辺		から まで	
		から まで	

別添様式
第2号様式（第6関係）

() 警察署

第2期

駐車規制見直し対象（候補）箇所一覧表

対象別	道路名	箇 所	延長(m)
1 団地内や 住宅地域等		から まで	
		から まで	
2 無余地駐 車違反とな る道路		から まで	
		から まで	
3 山間部等 駐車需要の 少ない道路		から まで	
		から まで	
4 公園、ス ポーツ施設 等施設利用 者が集中す る地域		から まで	
		から まで	

別添様式

第3号様式（第6関係）

() 警察署

第3期

駐車規制見直し対象（候補）箇所一覧表

道路名	箇 所	延長(m)
	から まで	
	から まで	